

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

35

告示

○平成二十九年年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳の登録(二十三件)……………

……………(主税局千代田都税事務所固定資産課税課

・中央都税事務所固定資産課税課・港都税事務所固定資産課税課・新宿都税事務所固定資産課税課・文京都税事務所固定資産課税課・台東都税事務所固定資産課税課・墨田都税事務所固定資産課税課・江東都税事務所固定資産課税課・品川都税事務所固定資産課税課・目黒都税事務所固定資産課税課・大田都税事務所固定資産課税課・世田谷都税事務所固定資産課税課

・渋谷都税事務所固定資産課税課・中野都税事務所固定資産課税課・杉並都税事務所固定資産課税課・豊島都税事務所固定資産課税課・北都税事務所固定資産課税課・荒川都税事務所固定資産課税課・板橋都税事務所固定資産課税課・練馬都税事務所固定資産課税課・足立都税事務所固定資産課税課・葛飾都税事務所固定資産課税課・江戸川都税事務所固定資産課税課……………

告示

●東京都告示第六百七十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四

百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都千代田都税事務所長

栗原 哲 治

●東京都告示第六百七十一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都中央都税事務所長

関 互

●東京都告示第六百七十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都港都税事務所長

大 隈 雅 英

●東京都告示第六百七十三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都新宿都税事務所長

白 石 真 一

●東京都告示第六百七十四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都文京都税事務所長

入 江 大

●東京都告示第六百七十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都台東都税事務所長

長 田 稔

●東京都告示第六百七十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで
決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都墨田都税事務所長

三橋 一雄

●東京都告示第六百七十七号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで
決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都江東都税事務所長

木下 誠

●東京都告示第六百七十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで
決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都品川都税事務所長

鈴木 邦彦

●東京都告示第六百七十九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで
決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都目黒都税事務所長

廣瀬 豊

●東京都告示第六百八十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで
決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都大田都税事務所長

堀江 正敏

●東京都告示第六百八十一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで
決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した

ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都世田谷都税事務所長

土屋 信三

●東京都告示第六百八十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで
決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都渋谷都税事務所長

諏訪 公二

●東京都告示第六百八十三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで
決定した平成二十九年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都中野都税事務所長

内藤 泰樹

●東京都告示第六百八十四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで

決定した平成二十九年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都杉並都税事務所長

鈴木 秀章

●東京都告示第六百八十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都豊島都税事務所長

三浦 仁

●東京都告示第六百八十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都北都税事務所長

織田 博

●東京都告示第六百八十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都荒川都税事務所長

柳 幸江

●東京都告示第六百八十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都板橋都税事務所長

小林 好男

●東京都告示第六百八十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都練馬都税事務所長

西沢 潤

●東京都告示第六百九十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都足立都税事務所長

清水 健吾

●東京都告示第六百九十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都葛飾都税事務所長

高本 賢司

●東京都告示第六百九十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで決定した平成二十九年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都江戸川都税事務所長

藤井

朗

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

